

令和5年度 年次報告書

令和7（2025）年3月

姫路獨協大学 大学院法学研究科

各基準における判定

基準1～基準6に含まれる各自己判定の項目に対する判定は、以下とする。

- 4：基準項目を満たしている
- 3：基準項目を満たしているが、一部改善すべき点がある。
- 2：基準項目について多くの改善すべき点がある。
- 1：基準項目を満たしていない。

基準1. 使命・目的等

基準項目1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
自己判定	「基準項目 1-1 を満たしている」	
自己判定の項目		判定
① 理念及び教育研究上の目的の策定と公表	(1) 大学全体の理念・目的を踏まえ、教育研究上の目的を学則等で規定している。	4
	(2) 教育研究上の目的達成のための目標を策定している。	4
	(3) 教育研究上の目的が、社会のニーズを反映したものになっている。	4
	(4) 教育研究上の目的が、教職員及び学生に周知されている。	4
	(5) 教育研究上の目的が、ホームページ等で公表されている。	4
	(6) 社会情勢などに対応し、教育研究上の目的の定期的な検証を行っている。	4
基準1 現状の説明、自己点検・評価（800字以内程度で記載ください）		
<p>姫路獨協大学大学院では、広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成することをその目的としており、その旨を姫路獨協大学大学院学則に明記している。法学研究科は、こうした使命・目的を踏まえ法学に関してこれを端的に具体化、明確化した教育目的を明示している。すなわち、法学の分野において法に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成することを教育の目的としている。</p> <p>本研究科の目的は学則上に規定され、役員・教職員の理解を得られており、その目的はHPを通じて学内外へも周知されている。本研究科の目的は、ディプロマ・ポリシーにある三つの項目に合致しており、これに沿うかたちでカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを編成している。教育研究組織は、本大学の教授又は准教授等によって構成されることになっており、教育目的を達成する上で適正な教員数と必要な専門分野の研究者を擁しており、それらの整合性は保たれている。</p>		
基準1 改善・向上方策（将来計画）		
<p>法学研究科は、基礎となる人間社会学群現代法律学類が組織改編により募集停止となることから、当該研究科も令和6年度から院生の募集を停止することとしている。そのため、最後の院生が無事修了するまでの期間、教育・研究目的に沿った研究科の維持・運営に努めるものである。</p>		
総合判定	「基準 1 を満たしている」	
基準1 大学からの改善の提言・要望		
<p>概評：建学の精神に基づき、法学研究科の使命・目的および三つのポリシー（DP、CP、AP）が定められている。また、社会のニーズを反映したものとなっていることについて、研究科委員会において定期的に検討されている。</p> <p>大学からの改善の提言・要望：特になし</p>		
基準1 エビデンス資料		
基準1-1 エビデンス資料		
姫路獨協大学大学院学則（第1条、第2条）大学HP URL https://www.himeji-du.ac.jp/.....		
姫路獨協大学大学院法学研究科規程（第1条の2）大学HP URL https://www.himeji-du.ac.jp/.....		
大学案内（2022・2023年度）		
大学院履修要項・シラバス（2022・2023年度）		

基準2. 学生

基準項目2-1. 学生の受入れ		
自己判定	「基準項目2-1を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー（AP）の策定と周知	(1) 教育研究上の目的に基づき、APを策定している。	4
	(2) APが、教職員及び学生に周知されている。	4
	(3) APが、ホームページ等で公表されている。	4
	(4) 社会情勢などに対応し、APの定期的な検証を行っている。	4
② アドミッション・ポリシー（AP）に沿った入学者受入れの実施（公正かつ妥当な方法、適切な体制）とその検証	(5) APIに基づき、責任ある体制下で合格候補者を決定している。	4
	(6) APIに基づき、入学試験実施科目及び実施方法の原案を作成している	4
	(7) 公平な入学者選抜の機会を提供している。	4
	(8) 入学後の成績を検証し、入学者受入れの改善策を図っている。	4
	(9) 入学者数の適切性について検証し、改善策が図られている。	4
	(10) 入試問題の作成は、大学が自ら行っている。	4
基準項目2-2. 学修支援		
自己判定	「基準項目2-2を満たしている」	
③ 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	(1) オフィスアワー制度を全学的に実施している。	4
	(2) 障がいのある学生への配慮を行っている。	4
	(3) 中途退学、休学及び留年への対応策を行っている。	4
	(4) 教員の教育活動を支援するために、SAなどを適切に活用している。	4
基準項目2-3. キャリア支援		
自己判定	「基準項目2-3を満たしている」	
④ 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	(1) キャリア教育のための支援体制を整備している。	4
	(2) 学生の就職・進学等の相談に対応している。	4
基準項目2-4. 学生サービス		
自己判定	「基準項目2-4を満たしている」	
⑤ 学生生活の安定のための支援	(1) 教員が学生と面談し、生活指導を行っている	4
	(2) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。	4
	(3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。	4
	(4) 学生の課外活動への支援を適切に行っている。	4
	(5) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。	4
基準項目2-5. 学修環境の整備		
自己判定	「基準項目2-5を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある」	
⑥ 教育目的の達成のための、快適な学修環境を整備かつ有効な活用。	(1) 図書館では学術情報資料を確保し、十分に利用できる環境を整備している。	4
	(2) 実習施設を適切に整備している。	4
	(3) 体育施設を適切に整備している。	4
	(4) コンピュータなどのIT施設を適切に整備している。	2
	(5) 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮している。	4
	(6) クラスサイズなどは教育効果を十分上げられるような人数となっている。	4
	(7) 施設・設備の安全性（耐震など）を確保している。	4
基準項目2-6. 学生の意見・要望への対応		
自己判定	「基準項目2-6を満たしている」	
⑦ 学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用（経済支援・健康相談・施設及び設備）	(1) 学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備している。	4
	(2) 様々な学生からの意見を踏まえ、学生生活の改善に反映している。	4
基準2 現状の説明、自己点検・評価（800字以内程度で記載ください）		
<p>本研究科での教育目的は、建学の理念に沿って学問を通して人間を形成することにあり、以下のアドミッション・ポリシーも、基礎的な知識以外にもそうした向上心や意欲にかかわる項目を含め策定している。このアドミッション・ポリシーは、「大学院履修要項・シラバス」及びホームページに掲載している。学生サービスについては、かつては大学院課を通して行っていたが、現在は組織の再編により大学院課は存在しておらず、教務課において適宜行っている。社会人中心ということから、あまり質問などはなく、主として修士論文に関する事務手続等での利用であるが、学生対応については適切に対応している。その他、奨学金関係（は日本学生支援機構の奨学金）や災害傷害保険（全員加入）については学生課で対応している。</p> <p>施設・設備面については、大学院生研究室が整備されており、座席・個人ロッカーが準備され、24時間の利用が可能となっている。また、社会人院生のためのサテライト教室の整備や、昼夜開講時間に合わせた図書館利用が可能な環境を整備している。ただし、6・7講時のサテライト教室はパソコンやコピー機などが使えないうえ、図書館の貸出・返却が何もできないので、院生にとっては使い勝手がかなり悪い。</p>		

基準3. 教育課程

基準項目3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
自己判定	「基準項目3-1を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
① ディプロマ・ポリシー（DP）の策定と周知	(1) 教育目的を踏まえたDPを定め、周知している。	4
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	(2) DPを踏まえた単位認定基準を適切に定め、周知している。	4
	(3) DPを踏まえた進級基準を適切に定め、周知している。	4
	(4) DPを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知している。	4
③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	(6) DPを踏まえた単位認定基準を厳正に適用している。	4
	(7) DPを踏まえた進級基準を厳正に適用している。	4
	(8) DPを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。	4
	(9) GPAを有効に活用している。	4
	(10) 成績評価に対し、学生からの異議申立の仕組みを整備し学生へ周知している。	4
基準項目3-2. 教育課程及び教授方法（1）		
自己判定	「基準項目3-2を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
④ カリキュラム・ポリシー（CP）の策定と周知	(1) 教育目的を踏まえ、CPを定め周知している。	4
⑤ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成・ディプロマ・ポリシー（DP）との一貫性	(2) 教養教育及び専門教育の目標を設定している。	4
	(3) 科目ナンバリングを行なっている。	4
	(4) カリキュラムマップ等により、CPとDPとの一貫性を確保している。	4
	(5) カリキュラムの体系性及び科目の順次性をカリキュラム・ツリーで明示している。	4
	(6) シラバスを適切に整備している。	4
	(7) 履修登録単位数の上限を適切に設定している。	4
	(8) 履修年次に応じた履修モデルを作成している。	4
	(9) 教養教育を適切に実施している。	4
基準項目3-3. 教育課程及び教授方法（2）		
自己判定	「基準項目3-3を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑥ 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に実施されている。	(1) 学修目標の達成に適した学修方略が用いられている。	4
	(2) 教務委員会及び協議会等を設置し、適切に機能させている。	4
	(3) FD委員会等の教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。	4
⑦ 教育課程を活性化し効果的に行うための、教授方法の工夫・開発と効果的な実施（教育課程及びその内容、方法の適切性について検証し、改善・向上が図られている。）	(4) シラバス項目及び記載内容の検証・改善を行なっている。	4
	(5) 学生の資質・能力の向上に資する学修・教授・評価方法を開発している。	4
	(6) 「授業評価アンケート」の結果をもとに教育改善活動を行なっている。	4
	(7) アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。	4
	(8) 学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。	4
基準項目3-4. 履修指導		
自己判定	「基準項目3-4を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定
⑧ 履修指導が適切に行われていること。	(1) 新入生に対し教育課程の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスを行っている。	4
	(2) 教員が学生と面談し、履修指導・学修相談を行っている。	4
	(3) 在学生に対し、各学期で履修ガイダンスを行なっている。	4
	(4) 入学までの学修歴等に応じた履修指導を行なっている。	4
	(6) 学修ポートフォリオを導入し、履修指導に活用している。	3
	(7) 学修ポートフォリオを活用し学修達成度の自己点検・評価を行っている。	3
	(8) 留年生・卒業延期者に対して適切に履修指導をおこなっている。	4
基準項目3-5. 学修成果の点検・評価		
自己判定	「基準項目3-5を満たしている」	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点	判定

基準4. 教員・職員

基準項目4-1. 教員の配置等		
自己判定	「基準項目4-1を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。	(1) 教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めている。	4
	(2) 専任教員数については法令に定められている数以上である。	2
	(3) 教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切である。	2
	(4) 教育・研究上の指導能力と高い見識がある者が、専任教員として配置されている。	4
	(5) 必須科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されている。	4
	(6) 教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われている。	4
	(7) 次世代を担う教員の養成に努めている。	1
基準項目4-2. 教員の職能開発等		
自己判定	「基準項目4-2を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
	(1) FD活動を通じて、教員の教育能力向上への取り組みを行っている。	4
	(2) FD活動を通じて、教育課程の開発及び改善を図っている。	4
	(3) FD活動を通じて、教育効果を高める授業方法の改善等を図っている。	4
	(4) FD活動を通じて、教員の研究活動の活性化を図る取り組みを行っている。	4
	(5) FD活動を通じて、社会貢献等の諸活動についてその資質向上を図っている。	4
	(6) 授業評価アンケート等に基づく授業改善を行っている。	4
	(7) 教員の活動が教育研究上の業績等で示され、公表されている。	4
	(8) 研究活動を行うための環境が整備されている。	1
	(9) 実務の経験を有する専任教員が、研鑽できる体制・制度の整備に努めている。	2
	(10) 教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されている。	1
基準4 現状の説明、自己点検・評価		
<p>2023（令和5年）年5月1日現在、本研究科の教育組織は、教授8人（うち特任等2人）、准教授4人、講師0人（うち特任等0人）、助教0人、計12人（うち特任等2人）の専任教員および助手0人である。専任教員の年齢別の教員構成は、66歳以上の教員が全体の0%、51歳～65歳までの教員が全体の75.0%、26歳～50歳までの教員が全体の25.0%であり年齢構成のバランスは取れている。（なお特任等は、「姫路獨協大学特別教授及び特別教師に関する規程」により任期を付して採用した専任教員である。）【資料：姫路獨協大学特別教授及び特別教師に関する規程】</p> <p>（専任教員一人あたりの在籍学生数は0.83人）法律学専攻の研究科であることから法律系の教員を中心に配置がなされており、カリキュラム・ポリシーに掲げた「豊富な応用力・実践力」養成の観点から、法律系の資格を有する実務家教員（弁護士、税理士）も確保・配置している。本研究科は、本学の人間社会学群の現代法律学類を基礎とする大学院修士課程であることから、原則として、人間社会学群に所属する専任教員が併任して担当することとしている。本研究科の担当者として選考するための基準については、「姫路獨協大学大学院法学研究科教員選考基準」で明確化している。【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科教員選考基準】</p> <p>教員の採用に関しては、「姫路獨協大学教員人事委員会規程」に基づき、あらかじめ教員人事委員会において、全学的な専任教員および非常勤講師にかかる基本計画について審議を行うこととしている。【資料：姫路獨協大学教員人事委員会規程】まずこの委員会において、教員の採用枠について承認を得た後、はじめて研究科委員会において募集・選考手続を開始することになり、教員の募集は、原則として公募による。</p> <p>法学研究科所属の教員については、現代法律学類と兼務しているため、これらの教員の昇任に関する基準・手続は現代法律学類における基準・手続による。ほとんどの教員が学群組織に所属していることから、FD活動のうち講演会や研修会等は学群で行われるものに参加している。</p> <p>なお、上記項目の研究活動の整備等の不良は人的・財政的資源が圧倒的に不足しているため、研究科レベルではどうにもできない。採用・予算の確保を強く求めるものである。特に、次世代の育成に「努める」については、その気概はあるが人員補充の可能性すらないなか、対象者がそもそも存在しないため、評価は「1」とならざるを得ない。</p>		
基準4 改善・向上方策（将来計画）		
<p>教員の年齢構成については比較的偏りが少ないものの、性別については女性教員がおらず偏りがあることは否めない。募集停止のため新規採用の予定はない。</p> <p>また、FDについて新たに始めた取り組みは、FD委員会という議論の場を活用することで引き続き検証していく。</p> <p>2023（令和5）年度の授業評価アンケートについては、全学の方式に合わせて実施している（授業改善策等も含む）。</p>		
総合判定	「基準4を満たしている」	
基準4 大学からの改善の提言・要望		
<p>概評：教員の採用・昇任については学部で策定した規定に基づいて、教授会においてに審議し、学長が決定している。また、大学設置基準及び免許資格等に関する基準に沿って、必要な専任教員を配置している。</p> <p>教育内容・方法等の改善についてはFD委員会を設置し、定期開催及び学部全体でのFD活動を通じて、教育の質保証を目的とした積極的な能力開発を行っている。</p> <p>大学からの改善の提言・要望：特に無し</p>		
基準4 エビデンス資料		
基準4-1 エビデンス資料		
姫路獨協大学特別教授及び特別教師に関する規程		
姫路獨協大学大学院法学研究科教員選考基準		
姫路獨協大学教員人事委員会規程		

基準5. 内部質保証

基準項目5-1. 内部質保証の組織体制		
自己判定	「基準項目5-1を満たしている」	
評価の視点	自己判定の項目	判定
① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	(1) 全学的な方針及び手続に基づき、内部質保証の組織体制を構築している。	4
	(2) 学則に基づき教授会を設置し、定期的を開催している。	4
	(3) 教務委員会等を設置し、定期的を開催している。	4
	(4) FD委員会等を設置し、定期的を開催している。	4
	(5) 自己評価・点検委員会を設置し、定期的を開催している。	4
基準項目5-2. 内部質保証のための自己点検・評価及びその機能性		
自己判定	「基準項目5-2を満たしている」	
② 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有（PDCAサイクルの確立）	(1) 自己点検・評価を定期的に行っている。	4
	(2) 自己点検・評価結果に基づき、教育研究活動の改善を図っている。	4
	(3) 自己点検・評価の結果をホームページ等で公表している。	4
	(4) 教育研究等活動状況を公表している。	4
	(5) IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析を行っている。	1
<p>そ</p> <p>本研究科では内部質保証を確立するための組織として、2021年に自己点検・評価委員会（2021.3）とFD委員会（2021.7）の二つの委員会を研究科内に設置している。</p> <p>本研究科におけるPDCA（計画・活動・点検・改善）サイクルは、授業評価アンケートとそれに対するフィードバックを中心とするものである。2021年度から毎年の年次報告書を作成し、計画・点検・改善についても組織的に検討する機会を確保し、自己点検・評価の実施と結果の共有を図っている。2023年度は自己点検・評価委員会を現代法律学類と合同で開催した。</p> <p>研究科独自にIR活動は行っていない。</p> <p>全学的な仕組みにおいて確立されている。従来、研究科ごとに自己点検・評価委員会は存在していなかったが、他の学部、学群、研究科独自の自己点検・評価委員会を設けることになり、本研究科では2021年にこれを設置した。</p>		
基準5 内部質保証の体系図		
<p>基準5 改善・向上方策(将来計画)</p> <p>これまで個別に行われてきた活動を組織的なものとするために、定期的に両委員会を開いて議論を重ねることにしている。</p> <p>本研究科の活動についてのPDCAサイクルのシステムは構築できている。今後は、実際にこれを組織的・継続的に運用し、内部質保証につなげていく。</p>		
総合判定	「基準5を満たしている」	
<p>基準5 大学からの改善の提言・要望</p> <p>概評：大学のアセスメント・プランに基づき、学部内にPDCAサイクルによる内部質保証システムを整備している。</p> <p>定期的に学部内の自己評価委員会を開催し改善を図っている。</p> <p>大学からの改善の提言・要望：特に無し</p>		
基準5 エビデンス資料		
基準5-1 エビデンス資料		
姫路獨協大学における内部質保証に関する方針		
第316回大学院法学研究科委員会議事要録（2021.7.19）		
姫路獨協大学大学院法学研究科自己点検・評価委員会に関する内規		
姫路獨協大学大学院法学研究科FD委員会に関する内規		
基準5-2 エビデンス資料		
令和5年度第2回法学研究科・現代法律学類（合同）自己点検評価委員会議事要旨（2024.2.5）		
第316回大学院法学研究科委員会議事要録（2021.7.19）		
姫路獨協大学大学院法学研究科自己点検・評価委員会に関する内規		
姫路獨協大学大学院法学研究科FD委員会に関する内規		

